

桑名市行政改革推進委員会 会議概要

<p>日時・場所</p>	<p>平成22年11月30日(火) 10:00~12:00 桑名市役所 3階第2会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>委員:5名 事務局:9名 傍聴者:4名</p>
<p>会議次第</p>	<p>1 あいさつ 2 議題 (1)チャレンジプラン2010について (2)その他</p>
<p>概要</p>	<p>●議題(1)チャレンジプラン2010について</p> <p>○民間活力の導入(政策経営課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中改革プラン(平成17年~21年度)では国の指針に基づいて、業務の効率化や経費削減を目標に民間委託を推進してきたが、サービス水準の確保や行政と民間との役割分担などの課題について継続的に取り組む必要がある。</li> <li>・チャレンジプラン2010(平成22~28年度)では、こうした課題に対応するために民間委託の基本的な考え方を整理し、客観的・統一的な基準を策定する。</li> </ul> <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今までは「公共サービス=行政」であったが、少子高齢化の進展など環境変化や行政資源(人、モノ、カネ)の制約により、「公共サービス」と「行政」の領域にずれ(新しい公共空間)が生じてきた。</li> <li>・今後、行政は民間活力(企業、市民)との多元的な協力をとおして、この新しい公共空間を豊かなものにしていく必要がある。</li> </ul> <p>【導入の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が実施すべき公共サービスかどうか、法令等根拠の有無、必要性・公共性・税金投入の視点で目的妥当性の確認を行う。</li> <li>・事業効果が今以上に上がるのか、市民満足度の向上、経費削減、専門的ノウハウの活用などの視点で有効性・効率性の確認を行う。</li> <li>・導入手法(民間委託、指定管理者制度、市民協働など)は、事業により適切なものを選択する。</li> </ul> <p>【導入時の検証事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 委託等に係る適切な見積額の算定</li> <li>② サービス水準を確保するための体制づくり</li> <li>③ 市と民間との責任所在の明確化</li> </ol>

- ④ 施設における市の管理責任の確認
- ⑤ 民間委託先決定の際の、競争性・公平性・透明性確保
- ⑥ 法令遵守事項の徹底や業務従事者の適正な労働条件の確保
- ⑦ 行政として保有・蓄積すべき専門知識やノウハウの確保

●意見・質疑等

- ・民間事業者等の選定の際、適正かどうかの判断は？  
⇒基本的には、過去の公共関係の実績などを用いた資格審査を行っている。
- ・中間検査など民間委託業者のチェックを行うか？  
⇒工程ごとにモニタリング(履行確認)を実施している。今後はルールに基づき、さらに徹底したい。
- ・問題が発生した場合、賠償責任など負担先は？  
⇒基本的な履行責任は受託業者側にあり、履行できなかった場合の損害賠償も契約で定めている。
- ・民間企業の目的は利益の確保にあるので、委託費の削減はサービスの低下に陥り易い。民間活力の導入においては、単に経費削減だけでなく、民間が持つ専門的なノウハウを活用することも重要な視点として考えなければならない。また、市独自の事業・事務ノウハウが維持できるような人材育成も必要である。
- ・桑名市では、類似施設をまとめて同一の指定管理者に任せているケースがあるが、モニタリングの課題についてどう考えているか？  
⇒現在、福祉関係施設を一括した形で、指定管理者の公募・選定を行っている。理由は、一体的な運用の方が利便性が高く、質の高いサービス提供ができると判断したからである。施設の特色を活かした仕様書と適正なモニタリングの必要性は十分認識している。
- ・民間委託は、行政改革にとって重要であるというイメージがあるが、一方で財政支出の固定化に繋がる。まずは、導入手法選択に入る前に、その事業が本当に市として存続すべきかどうか検討する必要がある。

○公共施設のあり方検討他(政策経営課)

- ・本市の公共施設は、施設情報の未整備、経常的維持管理経費の増加、老朽化に伴う財政負担の増加、社会環境変化による需要と供給のバランス変化といった課題を抱える。
- ・これら課題を検討するため、公共施設台帳を整備し、施設情報の一元化と共有を進める。そしてこれらデータを活用し、将来性や施設性能、修繕計画の分析に基づいた長期的な視点による施設マネジメントや、コスト分析、サービス分析をとおした短期的な視点からの施設運用の最適化を図る。

#### 【本市の状況】

- ・今後、本市では少子高齢化が着実に進むことが予測され、現有の学校教育や高齢者福祉など各種施設について総合的な見地から検討する必要がある。
- ・インフラ系(道路、公園、ポンプ場等)を除く建築物の目的別状況は、学校教育及び公営住宅が全体の約68%。(延床面積ベース)
- ・築年数別状況(平成22年度時点)は、大規模修繕の目安となる築40年以上が全体の15%。5年後は約28%、10年後は約47%と施設の維持・保全に伴う財政負担の大幅な増加が予想される。

#### 【今後の取組み】

- ・短期的な観点では、運用方法の見直しを進め、コスト分析をとおした維持管理経費の低廉化や業務の効率化を図る。
- ・長期的な観点では、今後想定される課題について全庁的な周知・啓発を行うとともに、他市先進事例研究などを進め、課題解決方法を検討する。

#### ●意見・質疑等

- ・現状の公共施設だけでなく、今後必要となる新たな公共施設の考え方も合わせて整理しなければならない。  
⇒今後、少子高齢化が進展する中、学校教育、高齢者向け福祉施設など現有の施設の状況を総合的に勘案した検討を進めたい。
- ・交付税の算定替えにより予算規模が大きく変わると、現有の公共施設を維持できない。公共施設の削減目標を早く示すべきである。
- ・毎年、修繕経費の積立を行っているのか？  
⇒大規模修繕を見据えた積立は行っていない。
- ・現在の公共施設を他の目的へ機能転換することが可能か？  
⇒国の規制も緩和されており、今後は積極的に行うことができる。
- ・公営住宅を改修する場合、家賃の引き上げ、民営化は検討するのか？  
⇒公営住宅法に基づき、家賃を設定しなければならず、簡単に引き上げはできない。担当課では、今後の利用者動向を見据え、民営化も含めた公営住宅のストック計画を検討している。
- ・学校施設は、どれくらいの割合で老朽化が進んでいるのか？  
⇒築20年以上及び築30年以上の建物が大部分を占めている。
- ・施設の統廃合は今後、必ずあるということの共通認識が必要である。特に、教育施設のあり方検討は、教育施策の観点から、教育委員会を中心として進める必要がある。

○自動販売機設置の効率的な運用(政策経営課)

- ・本市では330施設中57施設、106台の自動販売機を設置。ほとんどが地方自治法に基づく行政財産の目的外使用で、条例に基づき、屋外では1台あたり月3000円、屋内では月5000円の使用料を徴収している。
- ・現在の目的外使用では、電気代を徴収しておらず、自動販売機の機種や設置環境によっては、使用料を上回り、市側の持ち出しになる場合がある。
- ・平成18年の地方自治法の改正により、民間事業者等への行政財産の貸付が可能となり、本庁舎をはじめ一部の施設で行政財産の貸付による自動販売機の運用を行っている。今後もこれを促進するため、自動販売機について先駆的に取り組む。
- ・本市では、現在の「貸付」方式に加え、毎月の売上金額に一定率を乗じたものを貸付金額とし、合わせて電気代も別途徴収するといった新しい貸付方式を検討している。
- ・また、公募の際にAED(自動体外式除細動器)付きのものやいわゆるユニバーサルデザインに配慮したものを条件に加えることも併せて進める。
- ・本年度中に方針を策定し、来年度からの実施に向けて準備を進める。

●意見・質疑等

- ・民間の契約方式と、新方式と違いはあるか？  
⇒民間でも一般的には、売上金額に一定率を乗じた金額を設置手数料として徴収する方法がとられている。
- ・自動販売機以外に、行政財産の貸付は行っているか？  
⇒本庁舎1階での液晶パネルによる企業広告やホームページ上でバナー広告を行っている。他都市でも企業広告か自動販売機の事例が多い。
- ・AED付だけでなく、災害対応型の自動販売機も設置してほしい。  
⇒公共施設は避難施設となるため、今後も推進したい。

○市民参加に関する基本ルールの策定(市民協働課)

- ・本市では、パブリックコメント、審議会公開など市民参加に関する様々な取組みを実施してきたが、今後は全庁的にルールを周知・徹底していく必要がある。現在、各種市民参加手法は全庁的に体系化されておらず、対象事業や手続き方法、公表方法など統一化されていない。
- ・協働によるまちづくりをさらに推進するため、市民参加に関する基本的なルールを策定し、全庁的な体制の整備・強化を図る。
- ・今年度は、市民参加事業に関する各課取組み実態調査を実施。今後、これを参考にルールの素案を作成し、市民活動センター運営委員会や専門アドバイザーに助言・意見をもらい、年度内に策定する。
- ・基本ルールは、全職員がそれぞれの市民参加手法を適正に運用していくため、要綱や方針など職員向けのルールとして策定する。内容は、「対象となる事業」、「手続きの方法」、「提出

された意見等の取扱い」、「実施予定、実施状況及びその結果の公表」に重点を置いてまとめたい。

●意見・質疑等

・市民活動センター運営委員会に外部の人材はいるか？

⇒委員は、市民活動センター登録の市民活動団体からも公募している。

・市民向けのルールづくりは行わないのか？

⇒職員における市民参加についての認識は現状では不十分と考えており、まずは職員向けのルールを策定して、市民と同じテーブルで議論できるような人づくりを目指す。

・市民側も市民参加について理解しているとは言い難い。まずは行政、市民が共に実践することが重要である。

・市民参加が必要な事業や行政が望む事業など対象を整理するとともに、市民がどのように参加するのか検討する必要である。

・どの市町でもパブリックコメント制度を義務化しているが、実際は市民からの質問も少なく、意見が出ても、修正した実績を見たことがないので、検証してほしい。

・市民参加に関するルールを条例化まですると、事業が硬直化する恐れがあるので、まずは基本的なルール化程度が望ましい。

●議題(2)その他

・チャレンジプランでは、平成24年度からの外部評価の本格実施に向け、今後2年間試行実施を計画している。

・今年度は2月に検討会を開催予定。